

令和2年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年3月6日(金) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

3番 下田 正典 委員

7番 井上 憲次 委員

16番 大久保 則正 委員

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真士、新田 温乃

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について(所有権移転) 13件

議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権設定）	36 件
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	6 件
追加議案第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見 について	1 件
追加議案第 1 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定 について	1 件
追加報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件
第 4 協議・連絡事項	
・次期農業委員会委員等の推薦について	
・令和元年賃借料情報について	
・令和 2 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について	
・令和 2 年第 4 回農業委員会総会について	

## 5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 2 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は 19 人中、19 名で総会成立の定足数に達しております。  
それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。  
こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは議事録署名人に「11 番、大本 定一委員」、「12 番、長岡  
由紀委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。  
議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上  
程致します。  
番号 5、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第10号、番号5について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、現況地目「樹園地」、面積「343㎡」、3条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「仕事に出ており、農作業ができないため売りたい。」。譲受人は「近くの農地なので、購入したい。」であります。

譲受人の経営面積「53.2a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

2番

この〇〇〇〇さんですけれども、4、5年前に〇〇〇〇の職員をされておられて、定年になって一年後ぐらいに急にご主人が亡くなられて、娘さんとお袋さんと住んでおったわけですからけれども、勤めに出られておるんでとてもみかん作り等はやれんということで、ちょっと離れた園地やなんかは去年一昨年ぐらいでだいぶ処分されておられましたけれども、家近所、お袋さんがまだ元気だということで家近所少ない面積ではありましたけれども作っておられました。

でお袋さんも去年、一昨年くらいからだいぶ歳も取られておられて、体の調子も悪くなったということで、とても作業ができんような状態になられまして、家近所の園地ですので荒らしとったらやっぱ迷惑もかけるということで、近くに住んでおられる〇〇〇〇さん、〇〇歳ですけれども、まだ勤めに出ておられます。もう近いうちに仕事も辞められるゆうようなことを聞いております。それでこれぐらいの少ない面積やったらやれるんで頑張ってみようかということで、譲渡で成立しました。お互い納得してできております。

審議の方よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 6 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 6 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「907 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「4,956 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者もなく、養護施設に入居しているため不動産を整理する」。譲受人は「本件不動産のほとんどは譲受人の祖父からもらったものなので譲受人に贈与する。」であります。

譲受人の経営面積「332.3 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 6 番を説明いたします。

〇〇〇の〇〇〇〇さん、そして譲受人の〇〇〇〇さんは、親戚関係で、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの息子さん、そして〇〇〇〇さんはいとこ半ぐらいにあたります。そして〇〇〇〇さんのお父さんが分家されるときに、いただいていた山を、現在 5 園地くらいあるんですが、

それを本家へ返す、という関係でございます。

そしてこの 5 園地は、現在違う人が当たってみかん山を丁寧につ  
ておられます。ただ、名義変更をしたいがために、〇〇〇〇さんの本  
家へ返すような形となりました。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。  
番号 8 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 11 号について説明します。  
番号 8、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,772 m<sup>2</sup>」、  
外 1 筆、計「1,892 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「162.3 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 〇〇〇〇さんが今まであたって作りよって、今度売買が成立しただ  
けの土地なので、ご審議お願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして番号9から16まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号9から16まで一括して説明します。  
番号9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「37 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「149.1 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
番号10、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,063 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「375 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
番号11、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「607 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「156.5 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
番号12、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「191 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「198.3 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
番号13、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,867 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「292 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
番号14、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「747 m<sup>2</sup>」、  
外1筆、計「1,742 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「267 a」、

売買価格〇〇〇〇。

番号 15、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「673 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「182.3 a」、  
売買価格〇〇〇〇。

番号 16、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,651 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「77.4 a」、  
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 私の方からは、9番と10番について説明させていただきます。

9番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの売買ですけど、37 m<sup>2</sup>というた  
ったわずかな場所で、〇〇〇〇さんにとっては便が悪いということで、  
その近所にあります〇〇〇〇さんとの間で売買が成立しております。

それから10番ですけれども、買い手の〇〇〇〇さん、それから売  
り手の〇〇〇〇さんですけど、この土地は賃貸借で作られよった土地  
なんですけど、まだ満期にはなっていないんですが、たぶん私の思うと  
ころ〇〇〇〇さんの方がどうも都合が悪くなって買ってくれんかとい  
うような話になったのではないかと考えております。

以上です。 よろしくお願ひします。

9 番 私の方から、11番から16番について説明いたします。

売買、〇〇〇〇さん、買い手は〇〇〇〇くん。〇〇〇〇くんは〇〇  
歳、若いんですが、農地の集約化ということで、自分とこの畑が近所  
にありまして、購入したいということで売買が成立いたしました。〇  
〇〇〇さんも、もう旦那さんを亡くされて歳も歳なので、自分でやる  
のもやれないということの売買となりました。

12番、〇〇〇〇さん、買い手が〇〇〇〇くん。〇〇〇〇くんは〇〇  
歳ですか、お父さんと一緒にバリバリやっていますが、これも農地の  
集約化ということですから隣の園地がありまして、ちょっと〇〇〇〇さ  
んも年齢も年齢でちょっと荒れてきたこともありまして、売買という  
ことになりました。

13番、〇〇〇〇さん、買い手が〇〇〇〇くん。〇〇〇〇くん〇〇〇

○の役員もやっております、この土地に関してはずっと何年も賃貸借で作られております。それで○○○○さんももう○○○ですか、歳も歳なので売買したいということで、○○○○くんが買うしかなくなってこういう形となります。

14番○○○○さん、買い手が○○○○さん。○○○○さんは○○○  
○でありまして、息子さんもいるんですが息子さんも○○○○で、園地も縮小したい、できることなら売りたいということで、○○○○さんをお願いをしました。これも農地の集約化ということで、隣接して上も下も横も○○○○くんのところに隣接した土地で、モノラックも○○○○くんのは畑を通っておりますので、一番良い形じゃないかということで、売買が成立いたしました。

15番、これも売り手が○○○○さん、買い手が○○○○さんで、○○○○さんもこの畑をずっと賃貸借で作られておりました。もう○○○○さんも先ほど言ったように自分でやるのもダメだということで、できることなら売買したいということで売買が成立いたしました。

16番、○○○○さん、買い手が○○○○さん。○○○○さんも年齢○○歳ですか、もう高齢になりまして、何とか減らしたいということで、○○○○さん、ずっと○○○○さんもこの園地を作られておりました。もう身軽になりたいということで、いくらでもいいから購入してくれんかということで、売買が成立いたしました。

以上です。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして番号17、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号17、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「2,518㎡」。

所有権を移転する者○○○○、○○○○。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「208 a」、  
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 〇〇〇〇さん、年齢はだいたい〇〇歳くらいです。〇〇〇〇さんの、  
名義は〇〇〇〇さんになってますけど、農家をしている旦那さんの方が〇〇を超えております。息子さんは病気で亡くされて、孫のために  
ということで続けていたんですけど、どうも孫も山をする気がないとい  
うことで、ちょっと売買に出されました。ちょうどこの〇〇〇〇さ  
んが作っている隣に〇〇〇〇さんの畑がありまして、〇〇〇〇さんは  
推進委員もされてだいたい〇〇歳くらい、今度近々息子さんも帰っ  
てくるということで面積もちょっと増やしたいということで、話ができて  
ます。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして番号 18、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 18、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「730 m<sup>2</sup>」、  
外 1 筆、計「1,410 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「226.1 a」、  
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

12番 ○○○○ ○○○○さんの○○○○ということで、亡くなって○○部落の自分の土地の整理をしているんですけども、○○○○くんは○○歳で、この園地の上にあります。この園地に関しては、荒れている土地なんですけれども、自分の土地に道をつけたい、そしてその園地もついでに整地して農地として利用したいということで、売買が成立しています。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして番号19から20、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号19、20を一括して説明します。

番号19、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,494㎡」。

所有権を移転する者○○○○、○○○○。

所有権の移転を受ける者○○○○、○○○○、経営面積「245.5a」、売買価格○○○○。

番号20、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,341㎡」。

所有権を移転する者○○○○、○○○○。

所有権の移転を受ける者○○○○、○○○○、経営面積「277.5a」、売買価格○○○○。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 ○○○○さん、○○歳を過ぎておりました、もう十数年前より処分しておりました。○○○○さんが今回買われる土地についても、もう十数年前より作ってもらっておりました、特に問題はないかと思えます。○○○○にしては売買価格がいい値段だと思えますが、両者合意されております。

次 20 番、○○○○さんと○○○○さんの売買ですが、これも十数年くらい小作しておりました、○○○○さんがもう死ぬ前に早く処分しておきたいということで、このような価格で両者これも合意しております。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 35、36 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 12 号について説明します。  
番号 35、36 を一括して説明します。  
番号 35、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,133 m<sup>2</sup>」、外 6 筆、計「3,187 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者○○○○、○○○○。  
利用権の設定を受ける者○○○○、○○○○、経営面積「64.9 a」、期間「R3.1.31 まで」。賃借料は○○○○です。  
番号 36、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,327 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,638 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「217.5 a」、  
期間「1年」。賃借料は〇〇〇〇です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の人で、もともところの畑は〇〇〇〇さんが  
あたっていたんですが、ちょっと体調を崩しまして、まだ契約して  
1年だったと思いますが、〇〇〇〇くんが辞める畑の近所に作りよっ  
て、この人はまだ新規就農3年目ですかね、まだ若いので作るという  
ことで、決定しました。

〇〇〇〇さんは、旦那さん亡くして、〇〇の息子さんおるんやけど、  
その子の嫁さんも亡くなって、定年退職はしてるんですが、小さいこ  
ろから百姓はしてないもんで、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の役員さん、  
常時二人三人雇ってやりよって、今度また娘さんの旦那が帰ってやる  
らしいんで、拡張したいということです。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号37について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号37、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「745 m<sup>2</sup>」、  
外6筆、計「3,384 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期  
間「15年2か月」。

〇〇〇〇の経営面積は0aとなっておりますが、父：〇〇〇〇の所有地約1,4haを耕作しているため、下限面積に問題はありません。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 〇〇〇〇くんはですね、〇〇〇〇でございます。そういった中で今まで草刈りがメインでおそらく農業収入はゼロに近いのではないかとということでございまして、本人も二足のわらじは履けんなということで非常に痛感されておりました。そういった中でですね、今回〇〇〇〇さんというのには〇〇〇〇くんの先輩にあたるらしいんです。たまたま今年定年ということで、これから帰って農業をやっていこうということでございます。期間が15年と非常に長いわけですけど、今言いましたように成木なんで木がないということで、これから定植をしてですね、自分が元気であれば〇〇歳までやれるだろうと、そういう気持ちで前向きに取り組んでおられるみたいなので、両方納得しております。ご本人が〇〇歳までやると意気込みは感じましたので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号38、39について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号38、39を一括して説明いたします。  
こちらは農地中間管理機構を利用した一括方式の使用貸借です。  
番号38、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「663㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5年10ヶ月」。  
番号39、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「663 m<sup>2</sup>」、  
転貸の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、経営面積「526.8 a」、期間「5  
年10ヶ月」。

以上です。

議 長  
5 番

地元委員の説明を求めます。

38番、39番を説明いたします。

〇〇〇〇さんは〇〇歳くらいで、園地は〇〇〇の〇〇〇の近く、100  
mくらいのところがございます。そして今流行りのえひめ農林漁業振興  
機構というところで一度預かりまして、その次のページを見てもらい  
ますと〇〇〇〇くん〇〇歳ですが、その子がだいたい作るようになって  
います。

〇〇〇〇くんはずっとこの園地の近所にもう一人の〇〇〇〇さ  
んという方が8反分くらいの甘夏山を手広く作っておられて、その隣  
の山がもう一つの〇〇〇〇さんがやって、そこへどンドン〇〇〇〇く  
んが集約されてるといふ形でございます。平らでなるい山ですので、  
よろしく願いいたします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することと致します。

議 長

続きまして、番号40について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号40、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「344 m<sup>2</sup>」、  
新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「320.7 a」、  
期間「9年11ヶ月」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員 7番 あっせん会議に立ち会いましたので、説明したいと思います。  
貸し手〇〇〇〇さん〇〇歳で、まだ年齢的にはそんなに無理ではない  
と思いますが、本人体調が悪いということで農作業ができませんと  
いうことでした。借り手の〇〇〇〇さん〇〇歳ですが、面積をとって  
も結構ありますが、自分の園地に隣接しているということで、この畑  
は若干荒れてるんですが、改植をしながら隣接地ですのでどうかなあ  
と言われていましたので、問題ないと思いますので、よろしくお願  
いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号41、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号41、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「972 m<sup>2</sup>」、  
外8筆、計「3,680.71 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「275.2 a」、  
期間「9年11ヶ月」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 7 番            この〇〇〇〇くん、去年まではお父さんの名前でこの〇〇〇〇さんの山を作っておられたわけですけど、〇〇〇〇くん、〇〇代で元気に親子4人が山に行っております。何も問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)
- 議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なく承認)
- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、番号42から47まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            それでは番号42から47まで、一括して説明します。  
番号42、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,718 m<sup>2</sup>」、外3筆、計「3,190 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。  
〇〇〇〇の経営面積は0 a となっておりますが、父〇〇〇〇の経営地約2,6haを共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。  
番号43、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,125 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,345 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「117.5 a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。  
番号44、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,494 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「3,878 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「117.5 a」、期間「9年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 45、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「554 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,786 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「275.6 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 46、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,563 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「3,839 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「259.1 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 47、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,549 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「154.6 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 42 番から 47 番まで、私が説明いたします。

42 番、〇〇〇〇さん、うちの隣の家の人なんですが、農業はちょっとしてなくて、〇〇〇〇さん、これは〇〇〇〇さんの息子さんにあたりまして、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係にありまして、またこれからもお願いしますということで、賃貸借、こういう形になりました。

43 番、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に勤められておりまして、地元には年老いたお母さんだけ住んでおりまして、農地をどうにかしたいということで、〇〇〇〇くんは〇〇〇〇で二年前まで研修期間を積んでおりまして一昨年より独立自営という形であちこち農地を借りまして、熱心にやられております。〇〇〇〇というちょっと遠くなんですが、熱心に奥さんと通われておりまして、問題ないかと思えます。

44 番、貸し手が〇〇〇〇さん、「〇〇〇〇さんは〇〇歳か〇〇歳か歳を取られておりまして、この園地をどうにかしたいということで、意欲のある先ほど紹介しました〇〇〇〇くんがやるということで成り立ちました。

45 番、〇〇〇〇さん、借り手が〇〇〇〇くんなんですが、自宅が隣同士でありまして、親が仲が良かったということで、〇〇〇〇くんが

作りたいというのであれば任せたいということで、〇〇〇〇くん、〇〇歳で最近熱心になられております。大丈夫だと思います。

46番、貸し手が〇〇〇〇さん、〇〇歳となりまして、〇〇〇〇くん、これは〇〇〇〇さんのお孫さんにあたります。ですから孫よ頼むぞということでこういう形となっています。

47番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが借りてやるということなんです、この〇〇〇〇さんも三年前まで〇〇〇〇地区で研修を積みまして、三年前より独立自営で旦那さんと一緒に来られております。ずっと熱心に改植をしたり頑張っておりますので、本人からもっと農地ができれば作りたいという意欲的な方なので、こういう形となりました。問題ないかと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 48 から 57 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号 48 から 57 まで、一括して説明します。

番号 48、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,190 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「230.8 a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 49、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「454 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「680 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、「〇〇〇〇、経営面積「133.8 a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 50、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「6.5 m<sup>2</sup>」、

外 2 筆、計「4,486.45 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「133.8 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 51、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「116 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,176 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「133.8 a」、期間「1 年」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 52、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「772 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「140.5 a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 53、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「183 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「140.5 a」、期間「4 年 11 ヶ月」です。

番号 54、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,035 m<sup>2</sup>」、移転の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「7 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

〇〇〇〇の経営面積は 0 a となっておりますが、父〇〇〇〇の経営地約 1.7ha を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号 55、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「721 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「731 m<sup>2</sup>」、移転の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「7 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 56、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「805 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,632 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「200 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

番号 57、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「317 m<sup>2</sup>」、

外1筆、計「1,183㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇」、〇〇〇〇、経営面積「162.5a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料〇〇〇〇です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 私の方からは、48番から51番の説明をしていきます。

48番の〇〇〇〇さん、〇〇〇の方で後継者もいません。長らく農家は続けていきたいということで、規模を縮小しながらやりたい、でちょうど隣の畑に〇〇〇〇さん〇〇歳、ちょうど隣ということで話が決まっています。

49、50、51番の借り手の〇〇〇〇さん、〇〇歳の方ですけど、最近〇〇くらいの息子さんが〇〇で〇〇〇〇をされよったんですけど辞めて通いで農家をするということでちょっと面積を増や〇〇〇〇したいということがありまして、49番の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの息子さんが農家をされてたんですけど、昨年不慮の事故で収穫前に亡くなられてまして、収穫は親戚の方とアルバイトで収穫は終えたんですけど、農地をちょっと探してくれないかということで、〇〇〇〇さんと話がまとまっております。

50番の〇〇〇〇さん、〇〇在住の方ですけど、元々〇〇〇〇さんこの畑は亡くなられた〇〇〇〇さんの息子さんが耕作していた畑でちょうどいいタイミングで〇〇〇〇さんが増やしたいということで話がまとまっております。

51番の〇〇〇〇さん、〇〇も過ぎて、この方トラックがない方で、バイク一つで農家をずっとされておまして、だいぶちょっと体もしんどいということでちょっと減らしたいということで、この畑はちょうど〇〇〇〇さんの自分とこの畑のちょうど隣になるということで、話が決まっています。

私の方からは以上です。

11番 続きまして52番から57番、説明させていただきます。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんはIターンで農家をやっております。それで〇〇〇〇さん、Iターンの人に自分の畑を任せたいということで、話がまとまりました。

次に〇〇〇〇さんもそうなんですけど、〇〇〇〇さんの畑に隣接し

ていまして、そこをIターンの人に作っていただきたいということで、話がまとまっております。

54番と55番なんですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、親子関係でありまして、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地と〇〇〇〇さんの農地を借りてました。それで〇〇〇〇さんに利用権の移転ということで、お願いいたします。

56番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのお父さんが今まで農家をやっていたんですけど、年齢的にもう無理ということで、〇〇〇〇さんの方をお願いして話がまとまっております。

同じく57番、〇〇〇〇さんのお父さんが隣接している〇〇〇〇さんのところをお願いして話がまとまっています。

よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号58について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号58、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「502㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「155.6a」、期間「10年10ヶ月」。賃借料は〇〇〇〇です。

以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

12番 　　〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳くらいの方、旦那さんはおらず女手一つでいたんですけど、〇〇〇〇くん、この子は新規就農で歳は〇〇歳で若くて頑張っているのです、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 59 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 59、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,923 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「4,390 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

　　利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

　　利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「327.7 a」、期間「10 年 2 ヶ月」。

　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

15 番 　　これ〇〇〇〇さんと外 1 名になってるんですけど、〇〇〇〇さんといって私のところのちょうど隣なんですけど、その方とどうも共同で樹園を持つとるそうで、ちょうどその〇〇〇〇さんのおじいさんが養子にいられた時に、一緒に名にしてその土地を名にして、そこで境をちゃんとしてあるらしいです。そこで半分分けにして、そして〇〇〇〇さんもだいぶもう〇〇歳以上になっておりまして、息子さんもどうかなと言ったら息子さんも〇〇〇〇の職員で、〇〇〇〇で、ようせんと。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇の方で、どうも〇〇〇〇さんの奥さんの出身らしいです。そういうことでまたそういう貸し借りになっていますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 60 から 70 まで、再設定及び再設定扱いです。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 60 から 70 まで、再設定及び再設定扱いの案件となっています。

番号 60、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「898 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「2,104 m<sup>2</sup>」。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「325.4 a」、期間「4 年 11 ヶ月」。賃借料は〇〇〇〇です。

以降の案件については、説明を省略します。以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第 3 号について、説明いたします。

番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「907 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「2,857 m<sup>2</sup>」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
解約の理由「賃貸人の申し出による」であります。  
以降については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。  
事務局お願いします。

事務局 それでは議案第 13 号、番号 2 を説明します。  
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「251 m<sup>2</sup>」です。  
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。  
転用目的「農家住宅及び農業用倉庫用地」、転用理由「現在、〇〇〇市に居住し通作しているが、高齢になり通作が困難になったので、耕作地に隣接する申請地を利用して農家住宅及び農業用倉庫を建築し、耕作を続けたい」とのことです。  
参考資料の 1 ページ、附近見取図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の上を通っている道路に面した場所となります。この土地は概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は第 1 種農地となり、転用は原則不許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「集落に接続して住宅を設置するため」に該当することから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況の支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。  
なお、この案件につきましては、3,000 m<sup>2</sup>以下の優良農地に該当するため、農地部会によって審議しています。本会議にてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の 27 日に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後県に進達する運びとなります。  
また、別添の参考資料 2 ページから 5 ページまでに、地番地目図、平面図等を掲載しておりますので、ご確認ください。  
以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしく申し上げます。

13番 先程農地部会を開きまして、この案件を審議いたしました。  
現在〇〇〇〇から通って農業をされているということも大変ですし、また生まれ育った〇〇〇〇の地区で生活もしたいということで、農地部会としては許可でいいのではないかという結論に達しましたので、審議の程よろしくをお願いします。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第14号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第14号を説明いたします。  
議案書にある通り、来年度の別段面積について、「1. 特定の区域に限定した設定」として、川之石地域を30a、磯津地域を40aとする。「2. 空き家に付属した農地に限定した設定」として、農業委員会が指定した農地に限り1aとすることを提案するものです。

参考資料の6ページをご覧ください。現在、公表している下限面積について掲載しています。

農地法第3条の許可要件である下限面積50aについては、面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で、下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。

また、農林水産省からの通知により、農業委員会では、毎年、別段面積の設定又は修正を検討することが求められています。

当市におきましては、現在川之石地区で30a、磯津地区で40aの別段面積を設定しております。

また、空き家に付属した農地につきましては、空き家対策及び移住・定住促進対策として、八幡浜市空き家バンクに登録された空き家

に付属した農地の有効利用と、遊休農地の解消を図るため、農業委員会が指定した農地に限り別段面積 1 a と設定しております。

この件につきましては、7 ページに掲載しています 2015 年の農業センサスに基づく資料により、先ほど農地部会にて検討をいただきまして、結果、令和 2 年度の別段面積は、今年度と同様とすることでご承認いただいております。

以上です。

議長 昨年と同様の数字です。2015 年の農林業センサスでの決定からずっと変わってはないと思うんですが、今年 2020 年に農林業センサスがあるかと思うんですが、そこでまた検討されるんじゃないかと思っておりますので、こういう形でよろしいでしょうか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第 4 号について、説明いたします。  
番号 13、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,549 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時55分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年3月6日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 大本 定一

議事録署名人 長岡 由紀